

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

[議事録 3/5]

・理事の担務変更と経営委員会

○吉川沙織君

それでは、ここから、4月22日、当委員会は午前中にNHKの方に実情視察に伺いました。この日の午後、第1212回の経営委員会が開かれ、そこで様々な議論があったと伺っております。

理事の担務変更と経営委員会の在り方について問うていきたいと思いますが、視察に伺った際、20階の部屋に第一応接室と第二応接室という部屋があると伺いましたが、最近名称を変更されたということを伺いました。どのような名称に変えられたのでしょうか。



○参考人(靱井勝人君)

いろいろ検討しまして、今、すずらんとひまわりという名前にいたしました。

○吉川沙織君

第一応接室と第二応接室と、もっと言うと第三応接室があると伺ったんですが、なぜ、第一応接室をすずらん、第二応接室をひまわり、これもガバナンス強化の一環なのでしょうか。

○参考人(靱井勝人君)



すずらんとひまわりとどっちが高価な花か知りませんが、第一と第二では明らかに、第一は第一で第二は第二なわけです。お客様が来られたときに、第二応接室に通されました。行く際に第一応接室がありましたと。そこじゃなくて第二応接室に案内されたら、何か、俺はどうして第一じゃないんだろうと、同じ部屋ですよ、けれども、そう思われるじゃないですか。

したがって、いろいろ、NHKの朝ドラの名前を取ったんだと思う。ひまわりは僕覚えている、すずらんはちよっ

と覚えていないんですけど、その朝ドラの名前を付けました。これは今、全く、花という意味で、第一も第二もございませんので、皆さん来られるときはどっちがどっちになっているか分かりませんが、気持ちよく来ていただきたいと思います。

○吉川沙織君

私は別に、第一応接室に通されても第二応接室に通されたとしても、同じ応接室だからそんなに、多分そういうことを考えられる方は少ないのではないかと思います。逆に、この委員会室は第四十一委員会室といいます、いい名称があったら会長に是非教えていただきたいと思いますが。

本題に入ります。

NHKでは、4月24日に久保田、上滝両理事が異例の挨拶をされ、退任されました。4月22日の第1212回経営委員会議事録を拝見いたしますと、久保田理事は、「職場には少しずつ不安感、不信感あるいはひそひそ話といった負の雰囲気は漂い始めています。現場は公共放送を担うことへの誇りと責任感を何とか維持しようと懸命の努力を続けていますが、限界に近づきつつあります。一刻も早い事態の收拾が必要です。公共放送への



視聴者からの信頼を取り戻すためにも、一刻も早い事態の收拾が必要です。経営委員会からは、これまで、執行部が一丸となって事態の收拾に当たるように言われてきました。本日、私からは、経営委員会こそが責任をもって事態の收拾に当たってほしいと申し上げたいと思います。」と、職場内での負の雰囲気が限界に達していると訴えられ、上滝理事は、4月19日、佐賀で開かれた視聴者のみなさまと語る会での厳しい声を踏まえ、「会長には本部各部局や地域放送局に出向かれ、職員との対話を積み重ねて、職員たちとの心の距離を縮めて頂きたいと思います。職員のモチベーションの維持向上がなくては、公共放送はもちません。2011年3月11日の東日本大震災の際、私どもはそれこそ寝食を忘れて被災者や視聴者の方々のために、放送に全力を尽くしました。そこでの公共放送人としての使命感、一体感が私ども公共放送の一つの原点となっています。」。



私、公表されている経営委員会の議事録は、拝読、全ていたしました。

こんな悲痛な退任挨拶が行われている議事録は一つもありません。このような職場環境をつくったのは会長自身であり、その経過を簡単に振り返ってみたいと思います。

昨年12月20日の会長内定から、緊張感を持ってNHKに関する現状と課題というべきものを十分理解したとはとても

思われない状態で本年1月25日の会長就任を迎え、緊張感を持って臨んだとは思えない記者会見を行い、それ以降、会長御自身、緊張感もなく、不適切発言、その取消しを繰り返すことなどにより混乱が残念ながら続いてしまいました。

その一方で、1月25日、就任当日に、緊張感を持って職務に当たるためと理事全員から日付のない辞表を提出させていました。その後、2月17日付けに任期満了となる塚田専務理事、吉国専務理事について、会長は、「この2人は平成26年度予算の策定に深く関わってきており、今国会対応などの予算業務の担当を継続させることで、経営の空白化を避けたい」との理由で経営委員会に再任を求められました。



そして、4月22日の経営委員会において2人交代になり、ただ、4月21日に辞表を返す前に、去る2月に再任された塚田、吉国両専務理事に、辞職するよう会長から求められましたという答弁が5月22日の衆議院総務委員会であったところです。

これらの経緯を踏まえまして、これから会長、経営委員長に質問させていただきますが、まず、この両専務理事の辞任要請です。

平成26年度予算成立に深く関わってきたという理由で再任されたのであれば、問題がなければ任期を全うしていただくのが筋であると思います。予算が成立したら使い捨てのように辞任しろというのはおかしいのではないかと考えますが、会長の御見解を伺います。

○参考人(靱井勝人君)



予算を通していただいた後、それぞれの理事と話し合いを持ちました。そういう中で、この過程についてはちょっと人事のことなので差し控えさせていただきますが、やはり役員体制というものは、ある意味では組織を活性化し、新陳代謝を図るということも非常に重要なことだというふうに思っております。これが一つの背景だと思っていただければ有り難いというふうに思います。

○吉川沙織君

組織の新陳代謝というお話もございましたが、報道によれば、会長は、3年目だから後進に道を譲ってほしいと辞任をお求めになったということであるそうです。しっかりした理由があつてしかるべきですし、もし仮にこ

の 2 人に職務上重大な問題があるのであれば、経営委員会に罷免を求めるべきでありますし、あるいは再任できないとおっしゃるべきだと思います。

これまで過去、問題のない理事、全く職務上問題のない理事が再任後 2 か月程度で辞めさせられた事例というのが NHK にあるのかどうか、伺います。

○参考人(靱井勝人君)

ちょっとそれは私存じ上げません。

○吉川沙織君

私もないと思います。

この辞任を要請した件について、そして理事の担務変更について、4 月 22 日の経営委員会議事録では、「三理事の任命の同意について」の最後の部分に、「以上のやりとりのほか、今回の人事案検討の過程で、会長は、担務について事前にすべての理事の了解を得ていること、また、経営委員の質問に答え、一部の理事に対して辞任を打診していたことについて説明した。」と簡単に、ある意味読み落とす程度の記載しかなされていません。この経営委員会の議事録の在り方についてはまた後ほど経営委員長に伺いたいと思います。



辞任を要請された理事はどう対応されたのか、また担務変更については異議を唱えなかったのかどうか、このような報復と言われても仕方がない措置に対して両専務理事は疑義、異論もなく、ちゅうちょなくすなりと了承されたのかどうか、私には疑問に思えてなりません。

経営委員会としては、NHK 予算が成立する 4 月までの空白を埋めるためのごく短期間の再任として 2 月の経営委員会でこの 2 人の再任を同意されたのでしょうか。経営委員長に伺います。

○参考人(浜田健一郎君)

そういう附帯条件は付いておりませんでした。

○吉川沙織君

お手元に資料を配付させていただいております。NHK が外部に公表している、それぞれの、会長はもちろん全体を総理するという立場ですからここには書いてありません、副会長以下の今回と前回の担務について一覧表を作らせていただきました。これを御覧いただきますと、これまで専務理事が所掌していた事務が理事に、これまで理事が分掌していた事務が専務理事の方に今回の担務変更でかなり移っております。

4月22日の経営委員会の議事録において浜田経営委員長はこうおっしゃっています。「私も理事の担当案をきょう初めて見ましたが、今までのいろいろな国会での議論、経営委員会との議論、それらを踏まえて熟考された結果として提出されていると感じています。」とおっしゃっていますが、熟考された結果だと感じでしょうか。

○参考人(浜田健一郎君)

はい、そのように思っております。

○吉川沙織君

これまでの議事録を拝見いたしますと、組織の継続性、安定性を大事にしつつ、先ほど会長もおっしゃった組織の新陳代謝ということも考慮されながらこれまでは担務の変更がなされていたものと、私は公表された経営委員会の議事録を拝読して感じました。



この担務変更の問題が放送法に反するものではないかという観点から、ここから伺います。

放送法のうち第五十一条の関係になります。第一項では、先ほどから何度も申し上げておりますが、「会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理」し、同条第三項において、「理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。」とされ、その理事の同意については、

第五十二条第三項において、「副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命」されているということに関連いたします。

つまり、先ほど来申し上げておりますとおり、会長は業務を総括いたします。実務上は各理事がそれを分担し、その理事の同意は経営委員会がすると放送法は規定しています。したがって、会長を補佐するため分担する事務に対応する理事の同意に当たっては、理事のこれまでの経歴等、会長が就任内定の議論のため出された履歴よりもっと詳細なもので評価をし、理事の候補者がどのような分野で力を発揮できるかについて経営委員会がしっかりと判断できるようなものを前提に同意を行うものとされています。経営委員会には議



決事項や様々な審議事項等があり、放送法第五十一条の大原則は、経営委員会は任命だけではありません

ん。職責、分担がない役員を前提としているわけでもないと思います。

会長は経営委員会でこのように述べておられます。「仕事はやはりマンネリというものもあります。そうならずに進む人もいますが、こういう人事は、ローテーションしながらリフレッシュしていくというのが一つのやり方だと思います。」と、こういう理由によって担務を変更されています。



その一方で、お一方ずつの担務の割当て、この理由を拝見いたしますと、「木田理事はドラマのオーソリティーです。」とか、「福井理事は経理・財務のエキスパート」であると、専門性を強調なさっています。一方で、「板野理事は、もともと経済部の記者です。非常に、ある意味ではシブアナ方ですが、全体のバランスということも含めて、彼に放送統括をやっていただきます。」と言っており、ほとんど説明になっていません。一方では専門性を重視、一方では全体のバランスということを主張なさっています。

理事の同意については、無任所の何の役職もないような人を経営委員会が選任し、それ以外の部分は全部会長の専権ということは放送法上の解釈ではないと思います。

ここで、上田監査に少し伺いたいと思います。

経営委員会は、自ら透明性の向上、ガバナンスの強化ということで真摯な議論を重ねてこられたということは、公表されている議事録を拝読いたしまして非常によく分かりました。その経営委員会の機能向上の一環として、平成 18 年 4 月 11 日第 1016 回経営委員会において、指名委員会の設置や業績評価の観点を取り入れて、この時点で評価・報酬部会というものを設置されています。

去年の 12 月、上田監査は評価・報酬部会の部会長にも選任をされていると存じております。ちょうど今の時期というのは、会長以下役員の業績評価の時期にも当たると思います。この評価、会長を罷免することができないのであれば、せめてこの 1 月 25 日から現在に至る混乱を加味した形で業績評価を行うことこそが経営委員会に課せられた使命の一つであるとも考えますが、上田監査の御見識を伺います。

○参考人(上田良一君)

今、吉川委員がおっしゃいましたように、評価・報酬委員会の部会長を私の方でやっております。たまたま今の時期がちょうど平成 25 年度の業績評価の時期に当たってしまして、評価・報酬部会といたしましてもしかるべくその対応を取ったところで、詳細につきましては人事に関わることなのでここでのコメントは控えさせていただきます。そういう手続は踏みました。

○吉川沙織君

この評価・報酬部会による業績評価の考え方というものは随時見直されております。最新の改定では昨年 6 月 11 日、これ、その前々月にも改定されており、浜田経営委員長の下でその改定はなされています。改定内容は二つあります。一つが、評価段階を 5 段階から 6 段階へ増やすということ、そしてもう一つが、標準報酬額に対しての業績の変動幅プラスマイナス 5%であったものを 10%、つまり評価が反映される仕組みとして、これを浜田経営委員長のリーダーシップの下で変更されております。

もちろん、これは業績評価で、人事評価に関することでしょうかから詳細はお答えいただけないと思いますが、平成 25 年度の中において、1 月 25 日以降も含まれます、そのことは評価対象として入る。そして、評価・報酬部会長として、しっかりそこは評価するというお答えをいただけませんか。

○参考人(上田良一君)



先ほど申し上げましたように、既に平成 25 年度の業績評価に関しては評価・報酬部会で結論を出しまして、経営委員会にその結論の内容を伝え、経営委員会で議決していただいたという、こういうプロセスをたどっております。

今、吉川委員がおっしゃいましたことは、今後、私の方でもしっかりと評価・報酬部会長としての役割を果たす上で肝に銘じてやっていきたいというふうに思います。

○吉川沙織君

上田監査の御見識で、これまで監査のスペシャリストとして、また三菱商事の副社長としての御見識、是非生かして、しっかりした評価を行っていただければと思います。

それでは、話を本筋に戻します。

経営委員長に伺います。専務理事について考え方を伺います。

NHK が定める定款第三十六条によれば、「専務理事は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を掌理」するのに対して、「専務理事以外の理事は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分掌」とされており、専務理事と理事では、その果たすべき役割、大きく異なっています。したがって、

専務理事は副会長に次ぐ立場から NHK の業務を広く全体的に掌理するのであり、専務理事以外の理事は



その中で各分野を分掌する。ですから、経営企画総括などは広い見地に立つて行うものですから、専務理事が担当するのが適当であると思います。

そう考えますと、これまでのように専務理事と経営企画総括あるいは放送総括という担当は強く結び付いてしかるべきですし、これまではほとんどの場合においてそうなっていました。もちろん何らかの理由でそうないないときはあったかもしれませんが、今回のように訳の分からない理由ではなかったと思います。経営委員長、この見解について御見識を伺います。

○参考人(浜田健一郎君)



担務とそれから職掌につきましては、時々の状況に応じ、それから理事の状況に応じて適切に判断されていくものだろうというふうに思っています。

そういう意味では、必ずしも経営企画だから専務理事という事例はなかったと、そういうふうに固定的な事例ではなくて、私が経営委員になったときはたしか経営委員の方が、企画担当がいわゆる理事の方であったこともあったという

ふうに思っております。

○吉川沙織君

そうであったことはもちろんあるのは私も承知しております。でも、今回のように、一方で専門性を重視し、一方ではよく分からない説明にもならない理由で担務付けをしているということはなかったように思われます。

4月22日の経営委員会において、一部の経営委員が理事任命の同意を保留したにもかかわらず、即日同意が強行されています。この問題を指摘するのは、放送法により省令以下に委任されている事項について、法の趣旨を無視してNHKや政府が勝手に都合の良い運用を行っている事例が実際に見受けられており、これは重大な問題であると考えます。

続きの議事録(4/5)は、[こちら](#)です。